

2006年8月21日

各位

三井住友海上火災保険株式会社

終身医療保険等第三分野商品の不適切な不払いに関する対応状況について

三井住友海上火災保険株式会社（社長 江頭 敏明）では、終身医療保険等の第三分野商品に関して過去に不適切な不払いがあった事案について、調査対応状況をまとめました。

弊社は、第三分野商品で2002年4月から2006年3月に保険金を不払いとした事案について判定の適切性の調査を行いました。その結果、不適切な不払いであると確認された927件について、その追加お支払い状況及び具体的内容・事例について報告するものです。

保険事業の根幹をなす保険金支払業務においてこのような事態を招いたことを深く反省し、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

上記927件につきましては、現在、受取人宛に個別に連絡し、支払手続を進めており、2006年8月18日現在、927件中、655件の支払対応が完了しています。

支払対応が未了となっている契約は、連絡先不明の場合や振込口座の確認中であるもの、一旦解除や取り消した契約の復活等に関して相談する必要がある場合などを除き、8月末までに支払対応を完了するように引き続き努力してまいります。

不適切な不払いの事案件数 (A)	927件
お客さまへの対応完了件数 (B)	655件
(B) / (A)	70.7%

なお、さらに調査対象期間を2001年度まで拡大するなどにより、第三分野商品に係る網羅的な再検証を行っておりますので、その結果につきましては、あらためてご報告申し上げます。

添付別紙：不適切な不払いの具体的内容と事例

以上

「別紙 1」

内容	詳細	具体的事例	件数
<p>1. 保険責任開始以前の発病（以下「始期前発病」という。）について、保険約款上は医師の診断により始期前発病が認定された場合には保険金が不払いとなる旨を規定しているところ、責任開始以前の症状を診察した医師の診断を確認することなく、始期前発病による保険金不払いを判定しました。</p>	<p>①始期前発病の判定について、担当医が発病の時期を「不明」としているにもかかわらず、社員が始期前発病であると判定して保険金をお支払いしなかった事例。</p>	<p>・ 保険始期の2週間前の会社の健康診断で腫瘍の疑いが判明した契約者が、保険始期約3週間後に病院を初診、その後〇〇腫瘍と診断されました。医師は発病時期を不明としていたにもかかわらず、現在の医師が診察した症状から、社員が、その病気の一般的な症状経過に照らして、始期前発病を適用して保険金をお支払いしませんでした。</p>	<p>155件</p>
	<p>②被保険者自らが発病時期について保険金支払対象外となる時期に発病していたと申告していることをもって、責任開始以前の症状を診察した医師の診断書を取り付けないまま、始期前発病を適用した事例。</p>	<p>・ 保険始期の約1年後に約1ヶ月入院した契約者の診断書の発病日欄に患者申告により保険始期以前に発病と記されており、さらにその当時に診断書記載病院に受診した旨の状況が書かれていることから、始期前発病を適用して保険金をお支払いしませんでした。</p>	<p>187件</p>
	<p>③医師の診断書に、被保険者が医師に申告した病状・発症時期が記載され、かつ当該医師が、診断書に「以上のとおり診断します」と署名していることをもって、発病時期について医師の診断が得られたものと判断し、被保険者の申告による発病時期を裏付ける客観的資料（前医での通院・治療等の事実を裏付ける資料等）を取り付けないまま始期前発病を適用した事例。</p>	<p>・ 保険始期から3週間後に「急に体重が減っている、喉が渇く」と訴えて初診。医療調査の結果、主治医は約1年前の『職場での健康診断によつて、血糖値が高く検査・治療が必要であることを指摘されている』旨の所見を述べていることから、医師の診断が得られたものとして始期前発病と判定して保険金をお支払いしませんでした。</p>	<p>276件</p>
<p>2. 終身医療保険の健康状況告知に係る告知義務違反による契約解除を適用する際、「解除の要件が満たされていないのに契約解除を行った。」「解除の手続きを正しく取らずに契約解除を行った。」「告知と因果関係のない事故を免責として契約解除を行った。」とした不適切な事例がありました。なお因果関係のない事故の取り扱いについては、平成17年12月に約款を改定し、保険金をお支払することとしており、約款改正以前の事故についても改正内容を遡及適用してお支払いいたしました。</p>		<p>・ 保険始期の同月内に腫瘍が発見され入院、本人に聴取したところ、保険加入前月に通院開始していたことが判明、告知義務違反としました。本来、診断書や医療調査により告知義務違反の成立要件である被保険者の重過失の存否を判定する必要性がありました。</p> <p>・ 保険始期から約1ヶ月半後の潰瘍による入院について保険金請求書を受領しましたが、医療照会の結果、保険始期以前を初診日とする治療歴が判明し告知義務違反としました。しかし、被保険者への告知義務違反による解除通知の送付が、本来、当社が事実を認識した日から30日以内に通知しなければならないところ、これが遅延していました。</p> <p>・ 保険始期から約6ヶ月後「脳内出血」により入院、医師の診断書に3年前に脳梗塞とあり、この因果関係を確認しないまま告知義務違反としていました。</p>	<p>222件</p>
<p>3. 毎年更改を行う所得補償保険において、告知や保険金支払歴に基づいて不担保とする疾病を明示すべきところ、※特定疾病不担保として保険証券に記載されていない疾病に関する請求に対して、前年以前契約での支払実績があることを理由に免責とした事例がありました。</p>		<p>・ 保険始期4日後に発症した肺炎による、約半月間の就業不能について保険金請求書を受領しましたが、当該契約には特定疾病不担保特約の付帯がないにもかかわらず、以前の〇〇肺炎による当社でのお支払歴があったため、免責としたものです。</p>	<p>87件</p>
<p>(合計)</p>			<p>927件</p>

※特定疾病不担保特約とは、新規契約の場合は、過去の疾病歴（当社が指定した疾病に限る）を不担保として、その他の疾病について補償する特約。継続契約の場合は、前契約で保険金のお支払がなされる原因となった疾病歴（当社が指定した疾病に限る）を不担保として、その他の疾病について補償する特約。通常、前契約でお支払の原因となった疾病については、同特約を付帯した上、当年度の保険契約の引き受けを行います。